

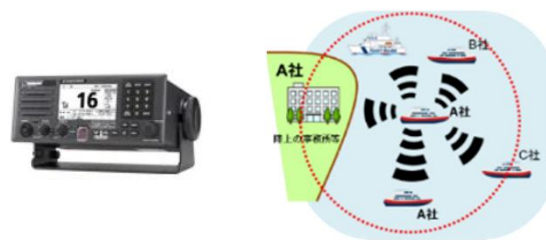
船舶の安全基準の強化

「知床遊覧船事故対策検討委員会」のとりまとめにおいて、旅客の安全を確保するため、旅客船・遊漁船の安全設備の義務化の方針を決定。

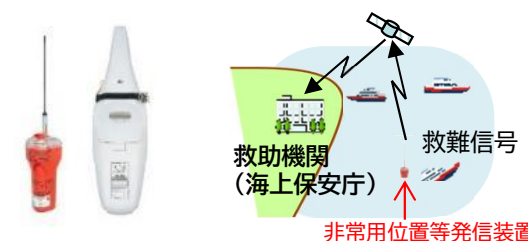
- ① **改良型救命いかだ等**
 - ・ 万が一の際に乗客等が低水温の海域で水中待機をする
ことが極めて危険であることから、水上で救助を待つことができるようにする。
 - ・ 水温が低い海域・時期を航行する船舶を対象とする。
- ② **業務用無線設備**
 - ・ 陸上施設との確実な連絡手段を確保する。
 - ・ 外洋航行する船舶を対象とする。
- ③ **非常用位置等発信装置**
 - ・ 遭難した際、海上保安庁による一刻も早い発見に繋げる。
 - ・ 外洋航行する船舶を対象とする。



改良型救命いかだ等の例



業務用無線設備の例



非常用位置等発信装置の例

対象船舶

➤ 以下のいずれかに該当する船舶

- ① 法定無線設備として携帯電話を積み付けている、限定沿海を航行する旅客船
- ② 法定無線設備の積み付け義務のない旅客を搭載して事業に使用される船舶

「海上運送法」又は「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）

旅客数 航行区域	①旅客船（旅客定員13人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員12人以下）		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
湖川港内 (琵琶湖を除く)	-			-		
平水（上記を除く）	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*			業務用無線、衛星電話又は携帯電話*		
2時間限定沿海	【許可船】業務用無線、衛星電話又は携帯電話			業務用無線又は衛星電話		
	【許可船以外】業務用無線、衛星電話又は携帯電話					
沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話		
全沿海	業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話	業務用無線又は衛星電話	

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る。

 : 対象船舶（R4.10.28公布の告示で措置済み）

 : 対象船舶

適用日

- ①旅客船：
許可船 **令和4年11月1日(措置済)** 許可船以外 **令和6年4月1日**※1
- ②旅客船以外の事業船※2：**令和7年4月1日**※1
- ③遊漁船※3：**パブリックコメント等を受けて検討中**

※1 現存船は適用日以降の最初の**定期的検査**までの**経過措置あり**

※2 「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶

※3 「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみに供す船舶（小型兼用船を含む）

適用関係

- ①旅客船：
法定無線設備から携帯電話を除外
- ②旅客船以外の事業船：
無線設備の積付けを義務化

※ 法定無線設備に加えて、携帯電話を船内へ持ち込み、使用することは可能。

対象設備

○[次ページ参照](#)

VHF無線電話



出典：古野電気株式会社HP

MF無線電話



出典：古野電気株式会社HP

N-STAR電話



出典：株式会社NTTドコモHP

インマルサット衛星電話



出典：古野電気株式会社HP

衛星携帯電話



出典：KDDI株式会社HP

携帯電話



◆ 携帯電話を法定の無線設備から除外（携帯電話のサービスエリア内の平水を除く。）

※ただし、携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを妨げるものではない。

対象船舶

▶ 限定沿海以遠を航行する以下のいずれかに該当する船舶

①旅客船

②旅客を搭載して事業に使用される船舶 〔「海上運送法」又は「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）〕

旅客数 航行区域	①旅客船（旅客定員13人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員12人以下）		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
平水			-			- ※1
限定沿海 (2時間限定沿海及び沿岸5マイル、瀬戸内)	※1			※1		
沿海	GMDSSにより措置済					GMDSSにより措置済

※1 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務

※2 対象船舶

適用日

①旅客船: **令和6年4月1日**※1

②旅客船以外の事業船※2: **令和7年4月1日**※1

③遊漁船※3: **パブリックコメント等を受けて検討中**

※1 現存船は適用日以降の最初の**定期検査**までの**経過措置あり**

※2 「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶

※3 「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみに供す船舶(小型兼用船を含む)

対象設備

○EPIRB(AIS-SART機能を有し、位置情報精度が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの(自動浮揚型)に限る)

又は

○AIS(簡易型(Class-B)を含む)



出典: 日本無線株式会社HP



出典: 古野電気株式会社

改良型救命いかだ等の搭載義務化の方向性について

対象船舶

- ①旅客船(旅客定員13人以上の船舶。以下同じ。) 又は
 ②旅客を搭載して事業に使用される船舶
- のうちの、以下に該当するもの。
- 〔「海上運送法」又は「遊漁船業の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶(例:海上タクシー、遊漁船等)〕

航行する水域の最低水温	対象船舶
10℃未満	すべての船舶(河川、港内、一部の湖※を航行するものを除く)
10℃以上15℃未満	限定沿海以遠を航行する船舶
15℃以上20℃未満	限定沿海以遠を航行する一部の船舶

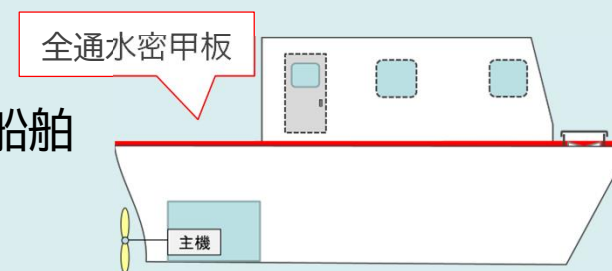
※:琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖を航行する船舶のみが対象。

搭載免除の特例

※パブリックコメント等を受けて、特例の追加について検討中

- ①一定の水温(20℃)を下回る時期に運航しない場合
- ②対象船舶の航行時に伴走船を伴う場合
- ③船内に浸水しないように措置された全通水密甲板※を有する船舶
- ④航行区域が母港に近いもの(母港から5海里以内)
- ⑤迅速に救助開始可能な救助船を配備している船舶

注)③~⑤については、最低水温が15℃以上20℃未満のものに限る



※全通水密甲板を有する船舶のイメージ

適用日

パブリックコメント等を受けて検討中



改良型救命いかだ等の製品イメージ

義務化について

詳細は、国土交通省HPをご覧ください。

リンク：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html



不明点ございましたら、最寄りの検査機関(JCI、地方運輸局等)まで、お問い合わせください。

国土交通省

本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音声読み上げ/ルビ読み上げ English

Google 検索

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 白書・オープンデータ お問い合わせ・申請

海事

ホーム > 政策・仕事 > 海運 > 海事: メニュー

旅客船・遊漁船等に対する安全設備の義務化について

令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された「知床遊覧船事故対策検討委員会」において、船舶の安全基準の強化を含む、「旅客船の総合的な安全・安心対策」がとりまとめられました。

知床遊覧船事故対策検討委員会「旅客船の総合的な安全・安心対策」(令和4年12月22日)(概要)

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

1 事業者の安全管理体制の強化

- 安全統括管理者・乗務管理者への試験制度の創設
- 事業許可更新制度の創設
- 監出事業者の登録制への移行
- 乗務の可否判断の客観性確保
- 遊覧船の活用への徹底
- 地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上等

2 船員の質向上

- 船乗事性の創設(事業用操縦免許の厳格化(終了試験)の創設等)、初任教育訓練、乗船履歴
- 乗船履歴の確実な実施(ヒッチカカーの履歴の確認を含む)等

3 船舶の安全基準の強化

- 法定無線設備から携帯無線機を除外
- 乗務用無線設備等の導入促進
- 船舶間の水密性の確保(既存船舶の緊急点検、開閉の水密化等の検討)
- 改良型救命いかだ等の横行付けの義務化・早期搭載促進等

4 監査・点検の強化

- 海事監督部門の改革(安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、抜き打ち・リモートによる監視の強化、異取り・フォローアップの徹底、自動筆跡検出等のメカニカル監視、監査体制の強化等)
- 行政処分制度の根本的見直し(違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等)
- 罰則の強化(罰則別、法人重科等)
- 許可の次格期間の延長(2年→5年)等

5 船舶検査の実効性の向上

- 国によるJCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法の観点検、差正と監査の強化(ヒッチカカー等を含む)等

6 安全情報の提供の拡充

- 安全法令違反の行政処分等を公表対象に追加
- 行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- 安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設等

7 利用者保護の強化

- 旅客運送賠償責任保険の制度創設/引上げ
- 旅客名簿の備蓄義務の見直し等

- これを受け、
- 水中での救助機能が不要で、荒天時に落水せず乗り移り可能な**改良型救命いかだ等**
 - 陸上との間で常時通信できる**法定無線設備(携帯無線機を除く)**
 - 海難発生時に救助番号及び自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**の安全設備の原則義務化を予定しております。

補助金について

小型旅客船等安全対策事業補助金の申請期間が**延長**されました。

変更前: 令和5年4月26日～令和6年1月31日

変更後: 令和5年4月26日～**令和6年10月31日**

詳細は、補助金事務局HPをご覧ください。

リンク:

<https://www.marine-safe.jp/marine-safe/>



国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年1月24日 海運局安全政策課

小型旅客船等へ安全設備を導入する際の補助金公募期間を延長します！

小型旅客船等への安全設備の早期導入を図る目的で実施中の「小型旅客船等安全対策事業補助金」について、公募期間を延長します。

令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された知床遊覧船事故対策検討委員会において、

- 改良型救命いかだ等
- 業務用無線設備(携帯無線機を除く)
- 非常用位置等発信装置

といった安全設備の導入が必要とされました。

これらの安全設備の早期導入を図るため、「小型旅客船等安全対策事業補助金」を実施しておりますが、今般、本補助金の**公募期間を令和6年1月31日から延長し、令和6年10月31日まで**とすること致しました(補助対象設備、補助対象船舶の変更はありません)。詳細は下記及び別添のとおりです。

記

- 【補助対象設備】
- 改良型救命いかだ等(改良型救命いかだ、改良型内部収容型救命浮圈)
 - 業務用無線設備(VHF無線電話、MF無線電話等)
 - 非常用位置等発信装置(衛星非常用位置指示無線標識(EPIRB)、船舶自動識別装置(AIS))

【補助対象船舶】

- 一定の条件を満たす航行区域を有する以下の船舶
- 旅客定員13名以上の船舶(遊覧船を除く)
 - 旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶 ※遊覧船に対する補助は水産庁にお問い合わせください。

【申し込み方法及びお問い合わせ先】

申し込み方法及び制度の詳細、お問い合わせについては、こちらをご覧ください。

「小型旅客船等安全対策事業補助金」事務局
公募期間: 令和5年4月26日(水)～令和6年10月31日(水)
※補助金が算上上限に達し次第、受付申請の受付を終了します。
※業務用無線設備、非常用位置等発信装置への補助については、定期検査の時期に応じて補助条件が異なり、一部の船舶については、公募期間が短くなります。詳細は補助金事務局HPをご覧ください。

URL: <https://marine-safe.jp/marine-safe/>
電話: 050-3093-4819(受付時間 10:00～17:00 土・日・祝・年末年始を除く)
メール: info@marine-safe.jp(受付時間 24時間)

【お問い合わせ先】
事務局 安全政策課 海運・海田
内線 43-515、43-520
TEL 050-3093-4811
FAX 050-3093-4801

令和4年度補正予算 小型旅客船等安全対策事業補助金

お知らせ

小型旅客船等の安全設備導入にかかる費用を支援

令和4年度補正予算 小型旅客船等安全対策事業費補助事業

公募期間: 2023年4月26日(水)～2024年1月31日(水)
下記応募要件を確認の上、申請用紙を申請してください

本事業は、船舶運航事業者等を優先し、以下の対象設備を導入した際の費用を補助します。

- 改良型救命いかだ等
- 業務用無線設備
- 非常用位置等発信装置

義務化の方向性 義務化の方向性について知りたい

補助概要 補助対象となる設備・安全設備について知りたい

申請方法 申請方法、申請期間などについて知りたい

よくある質問 過去に寄せられたお問い合わせを参照したい

STEP1

簡易診断で対象船舶を確認する

詳細に船舶検査認定をおこなってご確認ください
所有船舶が補助事業の対象であるか確認してください

義務化の方向性を確認してください

STEP2

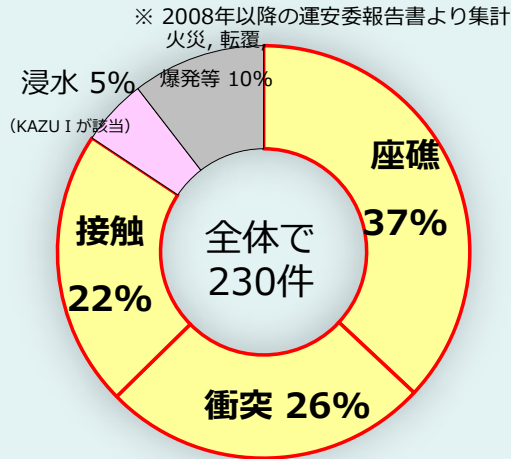
補助対象要件の再確認

義務化の方向性(法定無線設備、非常用位置等発信装置)(改良型救命いかだ等) 対象船舶について 救助番号入力された特別措置 遊覧船と遊覧船遊覧船 上記を確認の上、所有船舶への安全設備設置のご確認をお願いします。

○ 運輸安全委員会からの国土交通大臣への意見を踏まえ、水密性の確保に関し、限定沿海区域を航行する船舶の基準を厳格化。

検討概要

1. 事故発生状況解析

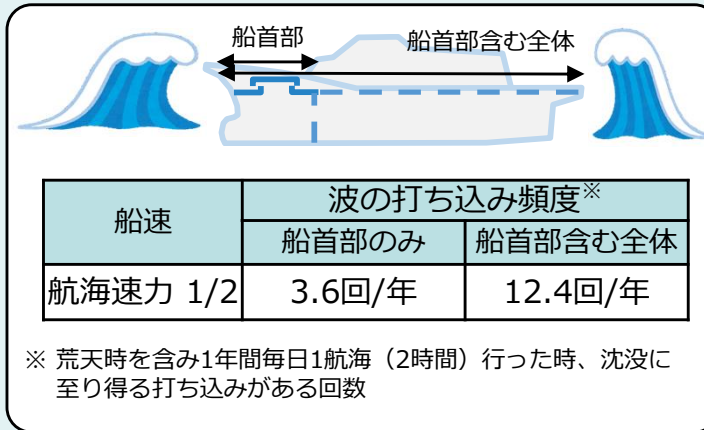


座礁、衝突、接触事故が約85%

- これらを元に沈没に至るリスクを算出。
- 各対策（隔壁の設置等）を実施した場合に沈没のリスクがどれほど低減されるかを比較。

2. 小型旅客船への波の打ち込み頻度推定

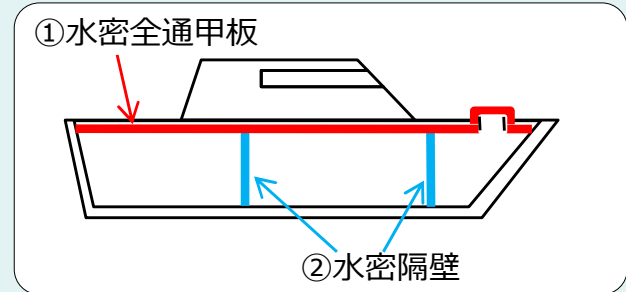
※ 海象データ、船型データより計算



船首部のみならず船体全体への打込がある

検討結果

- 波の打ち込みによる浸水に対しては、「**水密全通甲板の設置**」が最も効果が高い。
- 座礁、衝突、接触による浸水、沈没に対しては、「**水密隔壁の設置**」が最も効果が高い。
- 「**浸水警報装置及び排水設備の設置**」や「**不沈性の確保（全没水しないこと）**」も一定の効果有。



令和7年度施行に向けて詳細検討予定※2

安全対策

- 限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船※1の安全性を更に高める観点から、以下の対策を義務付ける。
 - ① **水密全通甲板の設置** ⇒ 限定沿海区域を航行する船舶の基準を、沿海区域相当に厳格化
 - ② **いずれの1区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を設置** ⇒ 限定沿海区域及び沿海区域を航行する船舶の基準を、近海区域相当に厳格化
- 上記の安全対策を実施することが困難な船舶（既存船や5トン未満の小型船）に対しては、以下のいずれかの代替措置を義務付ける。
 - ① **浸水警報装置及び排水設備の設置** ⇒ 各装置の設置要件及び排水設備の性能基準を明確化
 - ② **不沈性の確保（全没水しないこと）** ⇒ 小型船舶向け不沈性の基準を適用

※1 旅客定員13名以上の船舶または旅客を搭載して事業に使用される船舶（「海上運送法」又は「遊漁船業の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶）

※2 既存船については、適用日以降の最初の定期検査までに義務付ける。